



平成20年度

# 市民税・県民税(住民税)

## ここが変わります。



### ○ 地震保険料控除が創設

従来の損害保険料控除は一部の経過措置を残して廃止され、地震保険料控除が創設されました。平成18年12月31日までに契約している長期損害保険料は、引き続き適用されます。

### ○ 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置が終了

平成17年1月1日において65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人については段階的に軽減していましたが、今年度からは全額課税となります。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
非課税	3分の2減額	3分の1減額	減額なし

### ○ 住宅借入金等特別税額控除が新設

国から地方への税源移譲により所得税額が減ったことで、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告することにより翌年度の市県民税(所得割)から控除できます。※控除の適用を受けるには、毎年、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

### ○ 税源移譲時の所得の変動にかかる経過措置が新設

平成18年分の所得に比べ平成19年分の所得が大きく減少し、平成19年分の所得税がかからなくなった人で、一定の要件を満たす人は、平成19年度市県民税を課税している市町村に「平成19年度分市県民税減額申請書」を提出することで、同年度の市県民税を税源移譲前の税率を適用した額まで減額されます。※該当すると思われる人には、6月下旬に案内通知を送付します。制度の詳細内容は、市ホームページに掲載しています。また広報みはら7月号でもお知らせします。

問い合わせ先 市民税課(☎0848⑥6031FAX0848⑥6132)

## 市職員を募集します

採用予定日 平成21年4月1日

※ただし③は年度途中で採用を行う場合があります。

職種・採用予定人員・受験資格

	職種 (試験区分)	採用 予定数	受験資格
①	一般事務職 (上級)	8人程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人(平成21年4月1日現在で22歳~29歳)
②	土木技術職 (上級)	若干名	昭和56年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人(平成21年4月1日現在で22歳~27歳)
③	一般事務職 (社会人採用)	若干名	昭和39年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた人(平成21年4月1日現在で35歳~44歳) 民間職務経験が10年以上ある人で企画部門での職務経験が生かせる人
④	建築技術職 (社会人採用)	若干名	昭和39年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた人(平成21年4月1日現在で35歳~44歳) 民間職務経験が10年以上ある人で、一級建築士の資格を有する人

試験日および場所

第1次試験 7月20日(日) 市民福祉会館

第2次試験 8月23日(土) 市役所本庁

第3次試験 9月6日(土) 市役所本庁

申込期間 6月2日(月)~23日(月)

※受付時間は、8時30分から17時30分まで(土・日曜日を除く)。

※郵送の場合は、締切日消印有効です。

申込書の請求・提出先 三原市試験委員会(職員課内)

723-8601 港町三丁目5番1号)

※郵便で請求する場合はあて先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(33cm×24cm以上の大きさ)を同封してください。

※市ホームページから試験要項・申込用紙を取得できます。

問い合わせ先 職員課(市役所本庁3階 ☎0848⑥6025)